申 請 概 要

1 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。) 代表取締役社長 江部 努 西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。) 代表取締役社長 大竹 伸一 (以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。)

2 申請年月日

平成22年12月15日(水)

3 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

4 概要

本件は、シングルスター方式の加入ダークファイバにおいて、テープ分散(※1、※2)に係る以下の手続費等を新たに規定するため、電気通信事業法(昭和 59 年法律第86号。以下「法」という。)第33条第2項の規定に基づき、接続約款の変更を行うものである。

- ※1 テープとは、4芯又は8芯単位で光ファイバを並列に配置し一体化したもの。
- ※2 テープ分散とは、複数の光ファイバを異なるテープに分散して収容すること。

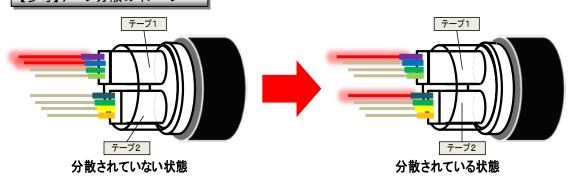
NTT東西が新規に加える手続費

- ① 既設の2回線に関するテープ分散の状況調査
- ② 新設に伴うテープ分散の可否調査(事前照会申込みを同時に行う場合)
- ③ 新設に伴うテープ分散の可否調査(接続申込みを同時に行う場合)

NTT東日本のみが新規に加える手続費

- 4 ①及び②を同時に行う場合
- ⑤ ①及び③を同時に行う場合

【参考】テープ分散のイメージ



5 主な変更内容

本件は、接続事業者からの要望を受け、NTT東西の提供するシングルスター方式の加入ダークファイバにおいて、冗長性確保の観点からテープ単位での故障又は支障移転に備えるため、テープ分散に係る手続費等を接続約款に新たに規定するものである。

(1)手続費(テープ分散状況調査及びテープ分散可否調査費)

各手続費については、作業単金に作業時間を乗じることにより算定。

	対象	料金額(1区間ごと)	
刈浆		NTT東日本	NTT西日本
1	既設の2回線に関する テープ分散の状況調査	2,283 円	2,270 円
2	新設に伴うテープ分散の可否調査 (事前照会申込みを同時に行う場合)	2,594 円 ※3	2,579 円 ※3
3	新設に伴うテープ分散の可否調査 (接続申込みを同時に行う場合)	2,594 円 ※4	2,579 円
4	①及び②を同時に行う場合	3,733 円 ※3 ※5	-
5	①及び③を同時に行う場合	3,733 円 ※4 ※5	-

^{※3} 事前照会に係る情報調査費 NTT 東日本: 4,367 円、NTT 西日本: 4,237 円(平成 22 年度)が別途必要となる。

(2)その他

調査に係る申込み手続き、様式、支障移転等の取扱いを規定。

6 諮問を要しない理由

本件は、接続事業者からの要望を受け、冗長性確保の手段としてテープ分散に係る手続費等を追加的に規定するのみのものであり、当該手続費については接続約款に記載されている所定の算定式に基づいて計算されるものであることから、法第169条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号に基づき、諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。

^{※4} 事前照会に係る情報調査費 NTT 東日本 4,367 円(平成 22 年度)が別途必要となる場合がある(加入ダークファイバの空き芯線はあるが分散は不可の場合で、接続を希望しなかった場合等)。

^{※5} 調査により既設回線が分散されていた場合は、2.283円(①に係るもの)のみとなる。